

第 2 回

熊本県議会

厚生常任委員会会議記録

令和5年6月20日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第 2 回 熊本県議会 厚生常任委員会会議記録

令和5年6月20日(火曜日)

午前9時58分開議

午後0時5分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和5年度熊本県一般会計補
正予算(第2号)

報告第1号 令和4年度熊本県一般会計繰
越明許費繰越計算書の報告について
のうち

報告5号 令和4年度熊本県一般会計事故
繰越し繰越計算書の報告について
のうち

報告16号 歯科保健対策の推進に関する施
策の報告について

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)につ
いて

報告事項

専決処分の報告について

出席委員(8人)

委員長 楠 本 千 秋

副委員長 坂 梨 剛 昭

委員 岩 下 栄 一

委員 岩 中 伸 司

委員 藤 川 隆 夫

委員 鎌 田 聡

委員 高 野 洋 介

委員 杉 鳩 ミ カ

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

健康福祉部

部長 沼 川 敦 彦

総括審議員

兼政策審議監 坂 本 公 一

医 監 池 田 洋 一 郎

長寿社会局長 城 内 智 昭

子ども・

障がい福祉局長 木 山 晋 介

健康局長 野 中 眞 治

健康福祉政策課長 本 田 敦 美

首席審議員

兼健康危機管理課長 椎 場 泰 三

首席審議員

兼高齢者支援課長 下 村 正 宣

首席審議員

兼認知症対策・

地域ケア推進課長 米 澤 祐 介

社会福祉課長 原 田 義 隆

首席審議員

兼子ども未来課長 木 村 和 子

子ども家庭福祉課長 岩 村 聡 子

障がい者支援課長 高 三 瀧 晋

医療政策課長 笠 新

国保・高齢者医療課長 浦 田 武 史

健康づくり推進課長 小 夏 香

薬務衛生課長 境 啓 満

病院局

病院事業管理者 竹 内 信 義

総務経営課長 川 上 竜 也

事務局職員出席者

議事課主幹 宗 像 克 彦

政務調査課主幹 時 吉 啓 通

午前9時58分開議

○楠本千秋委員長 ただいまから第2回厚生
常任委員会を開会いたします。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上
げます。

第1回厚生常任委員会で委員長に選任いた
だきました楠本です。よろしくお願ひいたし
ます。

今後1年、坂梨副委員長とともに、誠心誠

意委員会運営に頑張りますので、各位におかれましても、御指導、御鞭撻のほどをよろしくお願い申し上げます。

それから、健康福祉部長、病院事業管理者ほか幹部の皆様、御協力をお願いしまして、簡単ではありますが、御挨拶とします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

続いて、坂梨副委員長、お願いします。

○坂梨剛昭副委員長 おはようございます。第1回厚生常任委員会で副委員長に選任いただきました坂梨剛昭でございます。

今後1年間、楠本委員長を補佐し、一生懸命円滑な委員会運営に努めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

各委員、また執行部の皆様方、御協力のほどよろしくお願い申し上げますとともに、簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。1年間よろしくお願いいたします。

○楠本千秋委員長 本日の委員会は、執行部を交えての初めての委員会でございますので、初めに執行部の幹部職員の自己紹介をお願いします。

課長以上については自席からの自己紹介とし、審議員ほかについては、お手元にお配りしております役付職員名簿により紹介に代えさせていただきます。

それでは、沼川健康福祉部長、竹内病院事業管理者に続き、役付職員名簿の順番により自席からの自己紹介をお願いします。

（健康福祉部長、病院事業管理者～総務経営課長の順に自己紹介）

○楠本千秋委員長 1年間、このメンバーで審議を行いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、主要事業等の説明に入りますが、質疑については、執行部の説明後、一括して受けたいと思います。

なお、本日の委員会はインターネットで中継しておりますので、委員並びに執行部におかれましては、発言内容が聞き取りやすいように、マイクに向かって明瞭に発言いただきますようお願いいたします。

また、執行部の説明は、着座のまま簡潔にお願いします。

まず、健康福祉部長から付託議案等も含めて総括説明を行い、続いて、担当課長から主要事業について資料に従い説明をお願いします。

初めに、沼川健康福祉部長。

○沼川健康福祉部長 それでは、議案の説明に先立ちまして、令和5年度の健康福祉部の主要事業等について、まず御説明申し上げます。

健康福祉部では、新型コロナウイルス感染症への対応、令和2年7月豪雨等の被災者支援、こどもまんなか熊本の実現の3つを最重要課題として取り組むほか、県民の保健、医療、福祉に関わる喫緊の課題にも全力で対応してまいります。

それでは、令和5年度の主な施策について、新型コロナウイルス感染症への対応、令和2年7月豪雨等への対応、こどもまんなか熊本の実現に向けた取組、喫緊の課題への対応の4つに分けて御説明いたします。

まず、新型コロナウイルス感染症への対応についてです。

5月8日から感染症法上の位置づけが5類感染症に変更となり、1か月以上が経過しました。5類変更により、基本的な感染対策は個人や事業者の判断に委ねられ、医療提供体制は幅広い医療機関による通常の対応に移行しましたが、現時点では県内の医療提供体制に大きな混乱は生じておらず、スムーズに移行できています。

また、ワクチン接種は、高齢者等の重症化リスクの高い方などを対象とした令和5年春

開始接種が実施されているところです。

現在、感染状況は緩やかな増加傾向が続いていますが、県としては、引き続き、感染状況を注視しつつ、県民が安心して生活できるよう、通常の医療提供体制への円滑な移行などを進めてまいります。

次に、令和2年7月豪雨等への対応についてです。

甚大な被害をもたらした豪雨災害から、来月で3年を迎えようとしています。

仮設住宅等に入居されている方は、ピークだった令和3年1月末の1,814世帯、4,217人から着実に減少し、令和5年5月末時点では、545世帯、1,154人となり、約7割の世帯の方々が住まいの再建を実現されました。

令和2年7月豪雨からの住まいの再建については、県独自の支援策や地域支え合いセンターによる訪問活動などにより、今年度末までに、全ての仮設住宅入居者が住まいの再建のめどを立てられるよう、被災された方々に寄り添い、きめ細かな支援を継続してまいります。

次に、こどもまんなか熊本の実現に向けた取組についてです。

先日、国が示したこども未来戦略方針によると、少子化対策と経済成長の実現は、2030年までがラストチャンスであり、国の持てる力を総動員し、不退転の決意で取り組むとされています。

本県においても、国が4月に発足させたこども家庭庁の動きに呼応する形で、待ったなしの少子化対策等をできることから取り組んでまいります。

具体的には、今年度から子ども医療費を通院は就学前まで、入院は中学生まで拡充し、市町村の子ども・子育て施策の底上げに取り組みます。

また、県議会からも多くの議員の方々に御出席いただいたこどもまんなか熊本キックオフトップセミナーの開催を皮切りに、結婚か

ら子育てまでのライフステージに応じた県民のニーズ把握のための県民アンケート調査の実施、庁内部局横断的なプロジェクトチームの設置による子ども・子育て施策のさらなる充実に向けた議論など、様々な取組を進めてまいります。

加えて、市町村、児童家庭支援センター、児童相談所の3層による児童虐待への相談支援体制の強化や里親委託の推進等にも引き続き取り組んでまいります。

今後も、市町村や企業、関係団体、県民が一体となったオール熊本の取組として、こどもまんなか熊本の実現を目指してまいります。

次に、喫緊の課題への対応として、主なものの2点御説明いたします。

1点目は、先を見据えた医療・福祉基盤の整備についてです。

団塊ジュニア世代が後期高齢者となり、生産年齢人口の急減が見込まれる2040年を見据え、医療・福祉分野の基盤を整備するため、医師や看護職員、介護職員の人材確保や勤務環境改善をさらに進めるほか、医療と介護の連携や専門職の人材育成等を進めるなど、医療・福祉基盤の強化を図ってまいります。

また、県民の健康寿命延伸のため、県民総参加で健康づくりを推進してまいります。

2点目は、互いに支え合う地域共生社会の実現についてです。

子供から高齢者まで、地域で互いに支え合う地域共生社会の実現のため、民生委員による見守り活動や誰もが集える地域の縁がわづくりを支援してまいります。

また、困難を抱える方への支援として、自殺予防のための相談支援体制の拡充、生活困窮世帯の子供への学習支援やひきこもり支援に向けた積極的なアプローチを行います。

さらに、県の動物愛護の新たな拠点として、新動物愛護センターの本年度末の開設に向けた準備も進めてまいります。

続きまして、本議会に提出しております健康福祉部関係の議案の概要について御説明申し上げます。

今回提案しておりますのは、予算関係1議案、報告3件でございます。

まず、予算関係ですが、議案第1号、令和5年度熊本県一般会計補正予算では、新型コロナウイルス対策分として、医療、介護、保育施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援に要する経費など18億2,000万円余の増額、通常分として、障害者福祉施設を整備する社会福祉法人等への助成に要する経費など4億5,000万円余の増額で、総額22億7,000万円余の増額をお願いしております。

次に、報告関係につきましては、報告第1号、令和4年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について外2件を御報告させていただきます。

また、その他報告として、令和5年度4月専決予算の1件を御報告させていただきます。

以上が今回提案しております議案の概要です。

詳細につきましては、関係各課長が説明いたしますので、よろしく御説明申し上げます。

○楠本千秋委員長 引き続き、各課長から説明をお願いします。

○本田健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

令和5年度主要事業及び新規事業の2ページをお願いいたします。

項目欄1つ目の災害救助対策の推進をお願いいたします。

説明欄を御覧ください。

1の災害救助事業は、平成28年熊本地震及び令和2年7月豪雨の被災者に対して、災害救助法に基づき、応急仮設住宅の供与等の救

助を行う事業でございます。

続いて、項目2つ目の「すまい」の再建支援及び被災者支援の推進をお願いいたします。

説明欄を御覧ください。

1の住まいの再建支援事業につきましては、応急仮設住宅入居者等に対し、住まいの再建に要する経費のうち、自宅購入の際の利子助成などを行う事業でございます。

2の地域支え合いセンター運営支援事業は、令和2年7月豪雨被災者の早期の生活再建を支援するため、市町村が設置、運営する地域支え合いセンターの活動に要する経費について助成を行う事業でございます。

資料3ページをお願いいたします。

項目3つ目は、地域福祉の推進でございます。

説明欄を御覧ください。

2の地域福祉総合支援事業は、地域福祉活動団体が行う地域の縁がわ等の施設整備やソフト事業等に要する経費について助成を行う事業でございます。

健康福祉政策課は以上でございます。

○椎場健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

資料の4ページをお願いします。

令和5年度の主要事業及び新規事業のうち、主なものについて御説明をさせていただきます。

まず、項目の2つ目になります。

感染症対策の推進のうち、3の新型コロナウイルス感染症保健所機能強化事業及び新型コロナウイルス感染症医療・検査等体制整備事業でございます。

これは、新型コロナウイルス感染症に対応するため、受診相談や健康相談に係る体制整備、入院や外来医療の助成、外来対応医療機関の設備整備の助成等に要する経費でございます。

5月8日から新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症に変更されたことに伴いまして、事業の内容については見直しを行った上で執行しているところでございます。

次に、4の新型コロナワクチン接種体制支援事業及び新型コロナワクチン大規模接種会場設置運営事業でございます。

これは、新型コロナワクチンの接種に関する県民等からの相談に対応する専門相談窓口の設置や必要に応じて設置する県民広域接種センターの設置、運営等に要する経費でございます。

5ページをお願いいたします。

項目、食品の安全確保対策の推進のうち、3のと畜検査整備事業、食鳥肉処理安全対策事業及び対米等輸出食肉検査事業でございます。

これは、屠畜場等で処理される食肉の検査や施設への衛生指導並びに対米等輸出認定施設への監視指導等を行う事業でございます。

今年度は、令和2年7月豪雨で被災した屠畜場の営業再開が見込まれておりまして、これに伴う検査体制の整備も進めていく予定でございます。

次に、項目、動物の愛護管理の推進の1の動物愛護管理事業及び動物愛護推進事業でございます。

これは、第3次熊本県動物愛護推進計画に基づき、殺処分ゼロを目指すための動物愛護に関する啓発や譲渡の促進並びに新動物愛護センターの整備等に要する事業でございます。

新動物愛護センターにつきましては、現在宇城市松橋町で整備を進めておりまして、今年度末の開所に向けて取り組んでいるところでございます。

健康危機管理課は以上でございます。

○下村高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

資料の6ページをお願いいたします。

主なものを御説明いたします。

まず、元気高齢者に対する取組についてでございます。

説明欄1の事業は、熊本さわやか長寿財団が実施します高齢者無料職業紹介事業に要する経費について助成を行うものでございます。

2の老人クラブ活動の推進についてですが、(1)は県老人クラブ連合会に対して、(2)は市町村老人クラブに対して、その活動経費などの助成を行うものです。

次に、要介護高齢者等に対する取組、介護人材の確保についてでございます。

説明欄1の事業は、福祉人材センターが行うマッチング支援事業などについて、2の事業は、事業者団体等が実施します介護人材確保の取組などについて助成を行うものでございます。

今年度からは、従来の研修事業に加え、定着支援事業などの人材確保に対する幅広い取組が支援できるよう、補助の対象事業を拡大しております。

次のページをお願いいたします。

3の事業は、学生への修学資金等の貸付事業を行う県社会福祉協議会に対して、その原資を助成するものでございます。

1つ飛びまして、5の事業は、介護職員の負担軽減を図るため、高齢者施設等が行う介護ロボットやICTなどの導入経費について助成を行うものでございます。

また、1つ飛びまして、7の事業ですが、新型コロナ対策としまして、感染者が発生した介護サービス事業所等におけるサービス継続に要する経費について助成を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

要介護高齢者等に対する取組、介護基盤整備についてでございます。

1の事業は、特別養護老人ホームなどの老

朽改築等に要する経費について、県が直接助成を行うものでございます。

次の2から4の事業は、いずれも市町村を通じて、グループホームの基盤整備や簡易陰圧装置等の設置、開設準備等に要する経費などについて助成を行うものでございます。

最後に、令和2年7月豪雨による被災施設の復旧支援についてでございます。

これは、被災した特別養護老人ホームの復旧に要する経費について助成を行うものでして、今年度は、最終年度としまして仮設の解体費用などを計上しております。

高齢者支援課の説明は以上になります。よろしくお願いたします。

○米澤認知症対策・地域ケア推進課長 認知症対策・地域ケア推進課でございます。

説明資料の9ページをお願いいたします。

主な事業につきまして御説明させていただきます。

まず、項目欄、認知症施策の推進についてです。

1の認知症診療・相談体制強化事業と3の「熊本モデル」認知症疾患医療機能強化事業は、認知症に係る医療体制や相談体制を強化し、また、専門医や専門スタッフの養成に要する経費でございます。

1つ飛びまして、5、権利擁護人材育成事業は、成年後見制度の利用を促進するための研修や市町村が実施する成年後見人の育成等に要する経費について助成するものでございます。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、10ページをお願いします。

項目欄、地域包括ケアの推進についてです。

2の在宅医療サポートセンター事業は、在宅医療の推進を図るためのサポートセンターの運営経費について、3の訪問看護推進事業

は、小規模な訪問看護ステーションへの運営経費の助成や訪問看護に関する相談対応等に要する経費について、1つ飛びまして、5の在宅歯科医療機能強化事業は、県歯科医師会が行う訪問歯科診療の相談対応などに要する経費について、それぞれ助成するものでございます。

1つ戻りまして、4の地域包括ケアシステム構築加速化事業についてでございますが、これは、地域包括ケアシステムの構築を推進するために、市町村の取組を伴走型で支援するほか、介護予防の取組を支援するための専門職の派遣体制を整備するものでございます。

駆け足で恐縮ですが、11ページをお願いいたします。

最後に、項目欄、市町村介護保険事業の円滑な推進についてでございます。

1、介護給付費県負担金交付事業から4の第1号保険料県負担金交付事業までは、いずれも介護保険法に基づく法定の負担金ですとか交付金、基金に関するものでございます。

1つ飛びまして、最後の6、第8期介護保険事業計画支援事業は、今年度3か年計画の3年目を迎えます第8期の市町村計画の推進ですとか、介護保険業務の効率化に向けた研修会の開催等に要する経費でございます。

認知症対策・地域ケア推進課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○原田社会福祉課長 社会福祉課でございます。

主要事業及び新規事業について、金額が大きいものを中心に主なものを説明させていただきます。

資料の12ページをお願いいたします。

まず、生活困窮者等に対する取組でございます。

説明欄の1、生活保護の適正実施の(1)福祉事務所費及び(2)生活保護適正実施推進事

業は、県の各福祉事務所や当課におけます生活保護の適正な実施を推進するための費用でございます。

次に、2の扶助費の(1)生活保護費及び(2)生活保護費負担金でございますが、これは、生活保護受給者に対します生活扶助や住宅扶助などの経費でございます。

続きまして、13ページをお願いいたします。

3の生活困窮者に対する自立支援でございます。

まず、(1)の生活困窮者総合相談支援事業及び(2)の生活困窮者自立支援プラン推進事業でございますが、これは、生活困窮者の自立に向けた支援プランの作成、それからその支援に基づきます就労支援や家計改善の支援、さらに子供の学習、生活支援を行うものでございます。

飛びまして、(5)の日常生活自立支援事業でございますが、熊本県社会福祉協議会が行う認知症高齢者等への自立支援事業に要する経費について助成するものでございます。

14ページをお願いいたします。

(6)の矯正施設等退所者社会復帰支援事業は、刑務所等の退所者のうち、高齢者や障害者など福祉的支援を必要とする人の社会復帰支援を行うものでございます。

(7)のひきこもり支援推進事業は、ひきこもり地域支援センターにおきまして、ひきこもりの御本人や御家族への相談支援、そして、支援者の養成などに総合的に取り組む事業でございます。

続きまして、戦没者の援護でございます。

1の特別給付金等支給事務費でございますが、これは、さきの大戦で亡くなった軍人軍属の御遺族に対する特別弔慰金の支給審査を行うものでございます。

社会福祉課は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○木村子ども未来課長 子ども未来課でございます。

資料15ページお願いいたします。

主なものを御説明いたします。

まず、項目欄、教育・保育サービスの充実及び地域における子育て支援でございますが、1から6の記載の事業は、子供の保育等に関する事業となっております。

1の子どものための教育・保育給付費は、市町村が支出する保育所等に対する給付費に係る県負担金、4の多子世帯子育て支援事業は、国の無償化の対象ではないゼロから2歳児の第3子以降の子の保育料への助成です。

16ページをお願いいたします。

7の予備保育士確保促進事業は、待機児童解消のため、年度当初から予備的に保育士を確保する保育所等に対し、県と市町村でその経費の一部を助成する事業です。

次の8と9は、私立幼稚園の運営に係る経常費等についての助成、10と11は、放課後児童クラブの運営や整備に対する助成です。

また、項目の2つ目は、結婚・妊娠・出産・子育てのステージに応じた切れ目のない支援ですが、1、少子化対策総合交付金事業は、市町村が実施する結婚から出産までの総合的な少子化対策に係る県単独の助成制度です。

17ページをお願いいたします。

上段、2と3の事業は、内閣府の交付金を活用し、くまもとスタイルとして、よかボスなどの発掘や育成を通して、結婚や子育ての応援機運を醸成しようとするものです。

4の子ども医療費助成事業は、これまでの4歳未満児までの支援を、今年度からは、通院は就学前まで、入院については中学3年生まで、助成対象を拡充しております。

6の先天性代謝異常等検査は、国が定める20疾患について、新生児のうちに発見し、早期に適切な治療につなげるための公費検査ですが、昨年度から拡大スクリーニング検査と

して、プラス3疾患の検査費助成を全国で初めて開始しております。

18ページをお願いします。

8の出産・子育て応援交付金事業は、妊産婦への伴走型の相談支援とセットで、合計10万円の経済的給付を行うもので、給付費のうち、令和4年4月から令和5年9月までを昨年度の12月補正で、今年10月から来年3月末までの分を今年度の当初で予算化させていただいております。

9の子育て短期支援等事業は、一時的に子供を預かり、保護者の子育て負担をケアする施設の整備費や妊婦健診未受診者の支援に必要な経費などを助成するものです。

子ども未来課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○岩村子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課でございます。

資料は19ページをお願いいたします。

主な事業を御説明いたします。

まず、項目欄、児童虐待防止と社会的養育の推進といたしまして、10項目の事業を上げております。このうち、1番、2番及び、恐れ入ります、次のページ、20ページの10番の事業は、主に児童虐待の未然防止や早期発見、早期対応のための事業でございます。

特に、20ページの10番、子育て家庭支援事業は、子ども・子育て支援の基盤整備等を行う市町村への助成を行うものでございまして、市町村、児童家庭支援センター及び児童相談所の3層構造による本県の児童相談体制の機能向上に寄与する事業と考えております。

恐れ入ります。ページを戻していただきまして、19ページをお願いいたします。

3番から6番、それから、また20ページをお願いいたします。7番から9番の事業は、虐待等により自身の家庭で養育を受けられない児童を里親へ委託、または児童養護施設等

に入所措置した際の里親や施設への経費の負担や児童の自立支援等を行う事業でございます。このうち、20ページの7番の事業は、新規事業ございまして、児童養護施設等による高機能化、多機能化に向けた先進的な取組に対して助成を行うものでございます。

続いて、項目欄、ひとり親家庭等福祉の推進といたしまして、4つの事業を上げております。このうち、1番と2番の事業は、手当の支給や貸付けといった、ひとり親家庭へ経済的な支援を行うものです。

資料21ページをお願いいたします。

21ページの3番と4番の事業は、ひとり親家庭の子供たちへの学習支援やひとり親の方への就業相談、資格取得等に対する支援を行うものでございます。

次に、DV対策の推進でございますが、若年層へのDV未然防止教育等の啓発、DV被害者等からの相談対応や保護などの取組を行います。

最後に、厳しい環境におかれている子ども達への支援といたしまして、3つの事業を上げております。

1の子どもの貧困対策推進事業は、主に子ども食堂の支援を行う市町村に対して助成をする事業でございます。

3の事業は、主にヤングケアラーに関する相談窓口を設置して、ケアラーの早期発見、支援を行うものでございます。

子ども家庭福祉課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○高三潞障がい者支援課長 22ページからは障害の分野でございます。

項目、地域生活支援の充実のところを御覧いただきますと、1、2につきましては、障害サービスをそれぞれ受けられる方々の県の負担金ということで、1は障害者、大人の方でございます。2は障害児、お子さんに対するサービスというふうなところになります。

4の発達障がい者支援センター、あるいは5の医療的ケア児の支援事業、この辺につきましては、今日的な話題になっているところでございます。

23ページ、保健医療体制の充実を御覧いただきますと、更生医療費、説明にありますように、身体障害者の障害を軽減するための手術あるいは医療というふうなことで、透析やペースメーカーといったところで御想像いただけたと思います。

また、2の精神通院医療費につきましては、やはり金額も伸びているところがございます。手帳とは無関係ですが、精神の通院の方々の経費ということになります。

また、5の精神科の救急医療につきましては、24時間365日、県内の精神科病院に係る夜間、休日の診療体制の整備のための経費ということになります。

次、24ページを御覧いただきます。

上の8、9でございますが、自殺予防対策の経費でございます。ゲートキーパーでありますとか、あるいは市町村の助成というところの経費を見ております。

項目、社会参加の推進でございます。

1の市町村の地域生活支援事業、これは、いわゆる相談支援とか意思疎通と書いてありますが、点字とか手話、あるいは要約筆記、こういったような経費についてのものがございます。

また、2番の障がい者社会参加総合推進事業ということで、スポーツ大会の経費なども見込んでいるところがございます。

25ページに進んでいただきますと、差別の解消及び権利擁護の推進ということで、共に生きる熊本づくり条例でありますとか、手話言語条例といったようなものの啓発や相談体制、運用を図るというふうなところがございます。出前講座なども通じて、それぞれの内容の普及というのを進めているところがございます。

障がい者支援課は以上でございます。

○笠医療政策課長 医療政策課でございます。

資料の26ページをお願いいたします。

主な事業を説明させていただきます。

まず、項目欄、医師確保総合対策について、1の寄附講座開設事業は、熊本大学病院に2つの寄附講座を設置し、総合診療医の育成や地域の医療機関への医師派遣等を行うものになります。

飛びまして、27ページをお願いいたします。

項目欄、看護職員確保対策についてですが、1の看護職員確保総合推進事業につきましては、看護職員のキャリアアップを支援するため、特定行為看護師の養成に要する経費や、熊本大学病院と地域医療拠点病院の間で看護職員の相互派遣研修を実施する看護職キャリア支援センターへの助成となります。

また、熊本県看護協会にナースセンターを設置し、未就業者の就労相談や再就業に向けた研修等を実施しております。

続きまして、項目欄、災害・救急医療対策につきましては、おめくりいただきまして、28ページをお願いいたします。

28ページ最上段、2、ヘリ救急医療搬送体制推進事業は、ドクターヘリと防災消防ヘリひばりが役割を分担して相互に補完する熊本型ヘリ救急医療搬送体制を推進するため、主に現場救急を担う熊本赤十字病院のドクターヘリ運航に係る経費や、防災消防ヘリで主に病院間搬送を行う熊本医療センターの病床確保に要する経費に助成する事業になります。

次に、項目欄、小児・周産期医療対策についてですが、1の小児医療対策事業は、小児救命救急センター等の拠点病院の運営に要する経費への助成や、夜間、休日に子供が発熱等をした場合に電話相談、シャープ8000という番号になりますけれども、こちらにより、

看護師等が必要な措置を助言するものになります。

2の周産期医療対策事業は、総合または地域周産期母子医療センターを担う病院への運営費や、かかりつけである地域の産科診療所と周産期母子医療センターが妊婦の情報を共有できるよう、今年度から熊本大学病院と県医師会が新たに取り組みます情報連携体制の強化に要する経費への助成となります。

29ページをお願いいたします。

項目欄、歯科医療対策についてですが、1の歯科医療確保対策事業は、県歯科医師会の口腔保健センターが行う障害児者の歯科診療等に対する助成や歯科衛生士の確保、定着のために行う取組への助成になります。

続きまして、医療提供体制の充実につきましては、おめくりをいただきまして、30ページをお願いいたします。

30ページ最上段、4の地域医療等情報ネットワーク基盤整備事業につきましては、医療機関等における患者情報の共有を進め、質の高い医療・介護サービスの提供を図ることを目的に、県医師会によるくまもとメディカルネットワークの構築に要する経費への助成となります。

最後に、項目欄、新型コロナウイルス感染症対策についてでございます。

1の新型コロナウイルス感染症患者等入院病床確保事業は、入院患者受入れ医療機関の病床確保に要する経費への助成です。新型コロナウイルス患者用に入院病床を確保したものの、入院患者が不在の期間についての補償、いわゆる空床補償になります。

医療政策課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○浦田国保・高齢者医療課長 国保・高齢者医療課でございます。

31ページをお願いいたします。

主なものについて御説明いたします。

項目、国民健康保険指導費等の説明欄2でございます。

国民健康保険保険基盤安定等負担金につきましては、市町村が行う低所得世帯の保険料の軽減等に要する経費につきまして、法に基づき、県負担金を交付するものでございます。

項目、1つ飛びまして、国民健康保険の事業運営でございます。

平成30年度から県に特別会計を設けて運営をしておりますが、説明欄の1でございます。国民健康保険保険給付費等交付金につきましては、市町村が医療機関に支払う保険給付など、そういったものの費用を市町村へ交付するものでございます。

説明欄2、社会保険診療報酬支払基金納付金につきましては、後期高齢者支援金や介護納付金を支払基金へ納付するものでございます。

1つ飛びまして、説明欄4、特別高額医療費共同事業拠出金につきましては、著しく高額な医療費の発生による財政リスクを軽減するために、国民健康保険中央会が行います特別高額医療費共同事業に対する拠出金を納付するものでございます。

32ページをお願いいたします。

項目、2つ目の後期高齢者医療対策につきましては、後期高齢者医療制度に関する県の法定負担金でございます。

説明欄1の(1)は、後期高齢者医療広域連合が行う医療給付につきまして、(2)は、高額医療費の軽減につきまして、(3)は、低所得者の保険料軽減につきまして、それぞれ広域連合に対して県の負担金を交付するものでございます。

国保・高齢者医療課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○小夏健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

説明資料の33ページをお願いいたします。

資料に掲げている各項目の中から代表的なものを御説明させていただきます。

まず、項目欄、健康づくりの推進です。

説明欄1、健康増進計画推進事業は、第4次くまもと21ヘルスプランに基づく啓発事業など、県民の健康づくりの推進に要する経費でございます。

おめくりいただいて、34ページをお願いいたします。

項目欄、がん対策の推進です。

説明欄の3、がん診療施設設備整備事業ですが、これは、がん診療に必要な設備の整備に要する経費についての助成でございます。今年度は、8施設での整備を予定しております。

35ページをお願いいたします。

項目欄、栄養指導対策の推進です。

説明欄の2、健康増進法施行事務費は、県民の健康増進を図るため、健康増進法に基づき、特定給食施設指導及び国民健康・栄養調査などを行うものでございます。

36ページをお願いいたします。

項目欄、原子爆弾被爆者対策の推進です。

説明欄の2、原爆被爆者特別措置費は、放射能の影響で病気等の状態にある原爆被爆者の方に対し、健康管理手当などの支給を行うものです。

次に、項目欄、難病対策等の推進です。

説明欄の1、指定難病医療費は、難病患者の負担軽減のため、医療費の一部を公費負担するものでございます。現在、指定難病は338疾病、県内の難病患者数は約1万6,000人となっております。

最後に、項目欄、ハンセン病問題対策の推進です。

説明欄1、ハンセン病事業費は、県民にハンセン病問題についての正しい理解を促進するための普及啓発事業や、ハンセン病問題相

談・支援センターりんどうの運営を行うものでございます。

健康づくり推進課は以上でございます。

○境業務衛生課長 業務衛生課でございます。

37ページをお願いいたします。

主な事業を御説明いたします。

まず、項目の1つ目、生活衛生関係営業施設等の振興及び衛生水準の維持向上です。

説明欄3でございます。

生活衛生営業振興対策事業は、熊本県生活衛生営業指導センターが実施する経営相談や研修事業などを通じて、各生活衛生同業組合の専門的知識、技術等の取得などに要する経費について助成するものでございます。

次に、項目の2つ目、温泉の保護と適正利用の推進です。

説明欄1の温泉保護対策等事業は、温泉法に基づき、温泉の掘削などの許可手続に基づく調査や立入調査等を実施するとともに、県内主要な温泉地に水位計を設置しまして、水位や温度等の調査を実施するものでございます。

続きまして、38ページをお願いいたします。

項目の1つ目でございます。

臓器移植・骨髄移植の推進です。

説明欄1の移植医療推進普及啓発事業は、熊本県臓器移植コーディネーターを設置し、臓器移植に関する知識の普及啓発や意思表示の記入促進等を図るものでございます。

次に、項目の2つ目、医薬品等の安全確保の推進です。

説明欄1の薬事許認可事業は、医薬品医療機器等法に基づき、医薬品の製造業や販売業など許認可事務を適正に行うことで、医薬品等の取扱いの適正化を図るものでございます。

続きまして、39ページをお願いいたしま

す。

項目の1つ目、薬物乱用防止対策の推進です。

説明欄1の薬物乱用防止事業は、青少年に薬物乱用が広がらないよう、県警、教育委員会などと連携をしまして、小中学校、高等学校で薬物乱用防止教室の開催や各種キャンペーンを実施することで、薬物の正しい知識の普及を図るものでございます。

次に、項目の2つ目、後発医薬品の普及啓発の推進でございます。

説明欄1の後発医薬品の安心使用促進及び普及啓発事業は、県民や医療機関が安心して後発医薬品を使用できるよう、市場流通品の品質確認検査や協議会の開催等により、後発医薬品の信頼性確保に係る事業を進めるものでございます。

薬務衛生課は以上です。

○楠本千秋委員長 次に、病院事業管理者から総括説明を行い、続いて、担当課長から資料に従い説明をお願いします。

初めに、竹内病院事業管理者。

○竹内病院事業管理者 病院局でございます。

県立こころの医療センターが現在重点を置いております取組と病院経営の概要について御説明申し上げます。

当センターは、本県における精神科医療の中核病院として、2つの役割を担っております。

1点目は、セーフティーネット機能を持つ医療機関としての役割です。

措置入院など民間では対応が困難な患者の受入れや、薬物やアルコール依存など高度な医療的専門性を要する患者の治療に積極的に取り組んでおります。

また、新型コロナウイルス感染症の重点医療機関として、これまでに200人を超える精

神疾患を有する患者の入院も受け入れております。

2点目は、政策的、先導的精神科医療を推進する役割です。

退院した患者さんの地域移行支援と児童・思春期医療に重点を置いて取り組んでおります。

このうち、患者の地域移行支援につきましては、長期間入院していた患者がそれぞれの地域で自立した生活を送ることができるよう、退院後のサポートを行っております。

また、児童・思春期医療につきましては、コロナ対応のため専用病床を一時休止しておりますが、外来診療により、発達障害など子供の心の問題に係る診療サービスの提供に取り組んでおります。

次に、病院経営の概要についてです。

ただいま御説明いたしましたとおり、当センターは、県立病院として、県内精神科医療のセーフティーネット機能や政策的、先導的機能という独立採算になじまない分野を担っておりますことから、地方公営企業法において一般会計による負担が認められております。しかしながら、一般会計からの繰入金に過度に頼ることがないように、引き続き、経費の削減とさらなる医業収益の確保に努めてまいります。

以上が当センターの概要です。詳細につきましては、この後、総務経営課長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○楠本千秋委員長 引き続き、担当課長から説明をお願いします。

○川上総務経営課長 病院局総務経営課でございます。

40ページをお願いいたします。

令和5年度の当初予算総括表を記載しております。

病院事業におきましては、公営企業会計を

採用しており、大きく収益的収支と資本的収支に分かれております。

表下の(注)に記載しておりますが、収益的収支とは、企業の経営活動、すなわち病院の診療等に伴って発生する収益と費用をいい、資本的収支とは、建物、施設の建設や企業債の元金償還などの費用とその財源となる収入をいっております。

41ページをお願いいたします。

まず、項目1、病院の概要につきましては、資料記載のとおりでございますが、丸ポツ3つ目の病床数は、稼働病床150床で、そのうち、10床は結核病床となっております。現在は、この病床を活用して、精神疾患のある新型コロナウイルス感染患者を受け入れることとしております。

次に、項目2の第3次中期経営計画の推進についてです。

説明欄の主な取組を御覧ください。

まず、1つ目は、県立の精神科医療機関の役割として、セーフティーネット機能の維持、充実を図るとともに、地域生活支援や児童・思春期医療などの政策的、先導的医療に取り組むこととしております。

また、新型コロナウイルス感染症患者の受け入れ体制も継続して確保してまいります。

次に、2、医療の質の向上と安全を確保し、患者や家族等との相互協力の下、利用者の立場に立った医療の提供を行ってまいります。

42ページをお願いいたします。

3つ目は、国が進める「入院医療中心から地域生活中心へ」という方向に沿って、患者の社会生活に向けた支援の充実を図り、短期治療型の病院を目指してまいります。

次に、4、精神科医療を支える人材の教育・研修の推進やDPATの派遣を含む精神科災害医療への対応等、地域に貢献できる病院を目指してまいります。

そして、最後の5としまして、これらの基

本方針を実現するため、職員の勤務環境を改善していくとともに、運営体制を強化し、安定した経営基盤を確立してまいります。

43ページには、令和5年度予算の内訳について記載をしております。

以上で病院局の説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○楠本千秋委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、主要事業等について質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

質疑を受けた課は、課名を言って着座のまま説明してください。

それでは、質疑ありませんか。

○藤川隆夫委員 部長の説明にもありましたけれども、新型コロナウイルス感染症が5月に5月以降となっております。その中で、若干収束の傾向がありましたけれども、やっぱり再度また現状は増えつつあるという状況があるのかというふうに考えております。

その中で、今現在、定点観測で拾われていると思いますけれども、現在の増えている状況の中でどの程度の重症化率があっているのか、また、現在のウイルスの中身、オミクロン株で推移しているのか、また、新たなものが出てきているのかどうか含めて、分かっている範囲で教えてください。

○笠医療政策課長 医療政策課でございます。

ただいま藤川委員のほうから、重症化率についてお尋ねがございましたので、その点について御回答させていただきます。

陽性者全体に対する重症化率というのは、定点観測になっていることもありまして、数字としては把握できていないというところが

現状でございます。

ただ、入院患者につきましては、重症者数というのを、毎週水曜日の午前0時の数字を厚労省のほうに報告することになっておりまして、入院者数のうちの重症者数というのは、直近でいきますと、6月14日の数字でいくとお二人、1週前の6月7日で3人ということで、ここのところ重症者の方が急激に増えているという状況にはないというふうに認識をしているところでございます。

○藤川隆夫委員 今のでいくと、重症者は2人、3人ぐらいで、あんまり多くないという状況。全体としての入院患者数というのはどの程度か、また教えてください。

○笠医療政策課長 入院者数のほうは、ちょっと遡っていきますと、5月31日、2週前の分が61名、6月7日、先週分が88名、6月14日、直近の数字が150名ということで、こちらは増えてきているというふうな状況でございます。

○藤川隆夫委員 今ので分かりました。やっぱり増えていっているというのは事実だろうと思っております。ただ、先ほどちょっと聞いたウイルスの中身自体は、ほとんど変わっていないんですかね。

○椎場健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

定点把握に移行しまして、4週ずっと増えている状況でございます。

先ほどお話ありましたウイルスの中身でございますけれども、オミクロン株のXBB.1ということが多くなっているという状況でございます。これは全国的にも多い状況ですけれども、以前ほど、これが全部占拠しているという状態にはなくて、いろんなウイルスが出てきているという状況もあるというふう

に聞いておりますので、注意が必要かなというふうには思っております。

○藤川隆夫委員 今ので分かりましたので、変異したウイルスが、また新たなものが出てくれば、わあっと広がる可能性もあります。そういう意味において、やっぱり注視しながら監視していただければというふうに思っておりますので、よろしく願いをしたいと思います。

これで一応終わりにします。

○鎌田聡委員 コロナの感染の関連で、今お話ございましたように、若干の拡大傾向にあるということでございますけれども、一定程度の落ち着きはの間見せている状況がありますが、1つちょっと気になっておりますのが、ワクチン接種をずっと進めてこられまして、その中で、ワクチンの健康被害というのが全国的にも出てきている状況の中で、なかなか因果関係含めまして分からないような状況も聞いておりますけれども、たしか、全国的には副反応、7,000何ぼぐらい出て、認定が2,800ぐらいというふうな数値は聞いておりますが、県内の状況がどういう状況なのか、ちょっと。

もちろん市町村からこれは国のほうに直接行く話と思っておりますけれども、県内の状況も、県として、やっぱりワクチン接種を進めてきている状況にある中で、その辺がどうなのかということはやっぱり把握しておく必要があると思っておりますけれども、その辺をちょっと教えていただきたいと思っております。

○椎場健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

ワクチン予防接種後の健康被害の救済の件でございますけれども、こちらにつきましては、基本的に市町村で書類を整えた上で、県を通じて国のほうに提出をするというふうな

仕組みになっております。

令和4年度の数字でございますけれども、新型コロナワクチンの関係で言いますと、60件ほど市町村からありまして、国のほうに進達をしているという状況でございます。

ほか、定期の予防接種のものもございますので、全体としてはもう少しありますけれども、新型コロナの関係につきましてはそういう状況になっております。

○鎌田聡委員 そのうち、はっきりと認定された分というのはどのくらいになるんですね。

○椎場健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

令和4年度につきましては、現時点で、先ほど新型コロナワクチンの関係でございますけれども、認定されたものが2件、まだ審査中が58件ということになっております。

○鎌田聡委員 死亡例も入っていますか、認定の中に。

○椎場健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

すみません、ちょっと確認をしてからお答えいたします。

○鎌田聡委員 60件の中に死亡例ありますか。

○椎場健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

60件の中には、当然ながら死亡例も含まれております。

○鎌田聡委員 どのくらい。

○椎場健康危機管理課長 死亡例については

8件あります。

ただし、こちらの因果関係がワクチンによるものかどうか分かりませんので、いわゆるワクチン接種後に、いろんな事情があらわれて亡くなられたというケースもありますし、内容について、我々も国のほうの判断を待っているところでございますので、ワクチンによるものかどうかというのは分からないところがございますので、そこは御留意いただきたいと思っております。

○鎌田聡委員 分かりました、現状は。

全国的にちょっと伺っているのは、やっぱり因果関係もなかなかきちんとならないうのは分かりますけれども、認定の速度というか、これは慎重にいろいろ時間的にもかかるとは思いますけれども、少し国のほうも対応を急いでいただき、結論を早めに出していただくように、そこは要望をしとっていただきたいと思えます。

いずれにしても、これからまたちょっと増えてきている状況で、ワクチンを打っていただくような取組をこれからされていくというふうに思っておりますので、万が一のときはどう対応するんだというのをしっかりとやっぱりそこは分かっていないと、そしてまた、周知していないと、なかなか安心できる状況にはならないと思えますので、その辺りはぜひよろしくお願ひしときたいと思えます。

○高野洋介委員 関連でお願いいたします。

4ページなんですけれども、4ページの一番下のワクチン大規模接種会場の運営事業で、多分まだ今決まっていないとは思いますが、どのくらいになったら、その大規模会場を設置されるのかは決めていらっしゃるのでしょうか。

○椎場健康危機管理課長 健康危機管理課で

ございます。

まず、ワクチンの県民広域接種センターの設置の件でございますけれども、現時点では、令和5年の春開始接種が重症化リスクの高い方を中心に対応していくということでございますので、現時点では、市町村の集団接種などを支援しながら、個別接種中心で対応していくというふうに考えております。

なお、今後、令和5年の秋開始の接種につきましては、いわゆる初回接種が終わった方に対して1回接種するというので、対象者が拡大することが見込まれておりますので、今後、国からの情報とかを踏まえながら、どういう形で対応していくのか、また一方で、昨年度までの状況を見ますと、それぞれ皆さんの接種する時期がかなり分散しているというふうなこともございますので、そういったものも考慮しながら、今後検討を進めていきたいというふうに考えております。

○高野洋介委員 今のところ、これは43億予算取ってありますが、まだ全然決まっていないう中で予算だけ43億取っているという認識でいいんですか。

○椎場健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

こちらにつきましては、基本的には、昨年度もそうでしたんですけれども、国の方針等に基づきまして、県のほうで必要性を判断して対応していくということで、予算については、現時点では、そういうことがあり得るだろうということも含めまして、想定で予算を計上しているということでございます。

○高野洋介委員 回りくどい言い方されましたけれども、取あえず43億取っているということなんですけれども、恐らく今、個別接種が物すごく多くて、接種もあんまりしたくない人も増えてきているんですよね。もう3

回、4回打ったから、もう5回目、6回目は打たないよという方もいらっしゃるけれども、かといって医療機関とか介護事業者の方々は、もう定期的に6回、7回という方々も多分いらっしゃると思いますが、恐らくKMBの不活化ワクチンのほうも非常に注目されていると思いますが、その件はどういうふうな今状況でしょうか。

○境薬務衛生課長 現在把握しておりますところ、開発を続けている、治験を行っている状況だというふうに認識しております。

承認審査につきましては、国のほうで行われているということでございますので、ちょっと詳しい、それ以上の内容というのは把握してございません。

○高野洋介委員 分かりました。そこは、県民のニーズもしっかり把握しながら、KMBとも連携を取りながら、ワクチンの関係は非常にデリケートな問題もありますので、そこはしっかり丁寧に対応していただきますように要望しておきます。

以上です。

○岩下栄一委員 コロナに関わる問題で、貧困問題についてちょっとお尋ねしますが、生活保護申請者が随分増えたんじゃないかなと思うんですけれども、生活保護の県内における現状についてちょっと御説明ください。

○原田社会福祉課長 社会福祉課でございます。

県内、昨年度のデータでございますけれども、令和4年度末現在におきましては、県内で生活保護受給されている世帯の数としては1万9,513世帯ございまして、これは1年前と比べますと、世帯数としては21件の増加ということで、割合としては0.1%の増にとどまっております。ただし、申請の数としまし

ては、令和4年度、1年間を押しなべてみますと、その前の年と比べますと、申請の数としては4.3%増加しております。

ただし、私が注視しておりますのはその時期でございます。令和4年度も、4月から年明けぐらいまではほとんど動きがないか、それよりかむしろ減るくらいの数字が出てたんですが、3月に至りまして、1年前と比べますと、申請の数が30%増えております。これは、かなり伸びが大きいと捉えておりました。ただ、申請のタイミングが3月なものですから、実際にそれが生活保護の開始になった数としましては、次の年度にかかってまいりますので、ちょっと数字としてはまだ現れてないところはございますが、傾向としましては、この春の動きを見ますと、全体としてこれから増えていくことも十分考えられるというふうに想定しております。

以上でございます。

○岩下栄一委員 それと、もう一つ関連で、私が貧乏人だから取り上げるわけじゃないけれども、貧困問題で、子ども食堂の設置が増えていると思えますけれども、県内に子ども食堂はどのくらい設置されているんですか。

○岩村子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課でございます。

子ども食堂の設置状況というお尋ねかと思えます。

県のほうで調査しましたところ、現在、子ども食堂の設置数としましては142か所というふうに計上しております。コロナ禍の中では、活動を休止したり、お弁当を配布するというようなことで取組方を変更された食堂もあったんですけれども、コロナ禍の中で補助等をさせていただきまして、活動再開に至ったり、また、新規開設が進みまして、現在は142か所ということになっております。

○岩下栄一委員 子ども食堂は勝手に開設していいんですかね。

○岩村子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課でございます。

子ども食堂は、特に許認可が必要なものではないので、有志の方が設置をされるということになります。ただし、食事をその場で作って提供するという部分については、保健所等に届出を出していただくような助言をさせていただきます。

○岩下栄一委員 食品衛生上のチェックは、その保健所がやるわけですか。

○岩村子ども家庭福祉課長 最初に保健所のほうに届出をしていただきますので、何かあれば保健所のほうで対応していただくというふうになっております。

○岩下栄一委員 今後なお増える傾向ですか、これは。

○岩村子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課でございます。

そうですね、御相談はいただいておりますので、今後も設置者が増えるかと思えます。

子ども食堂の取組は、食事を提供するだけではなくて、子供の居場所として遊び場をつくっていらっしやったり、時には学習支援をされるような取組ということで多様化してきておりますので、様々な取組が増える可能性はあると考えております。

○藤川隆夫委員 ちょっと関連でお尋ねなんですけれども、今県内に142か所ということで、これ自体は、各自治体、市町村がひもづけで全部管理されているというふうに考えていいでしょうか。民間だけでやっているところもあると思うんですけれども。

○岩村子ども家庭福祉課長 市町村が管理をされているかというお尋ねかと思いますが、おっしゃるとおり、市町村に届出をしていたとか、市町村に管理をしていただくというものではなくて、民間が自主的に取組をされています。

私どもが142か所と把握しているのは、子ども食堂を支援するためにコーディネーターをひとり親家庭福祉協議会に配置して全体的な支援をしてもらっている中で、市町村を通じて箇所数を把握したものになります。

○藤川隆夫委員 やっぱ民間だけでやっているところがあって、実は自治体からの支援も何もなくやっているようなところが実際にありまして、そういうところは、大変やっぱり運営が厳しい状況があります。逆に言うと、市町村が絡んでないようなところというふうなところで、接点があれば、そういうところまで拾ってあげるような形の施策というのが、逆に言うと必要になってくるのかなというふうに思っております。

現場で医療やっていると、やっぱり学校の給食だけで生活というか、それがまともな食事という子たちが結構います。そういう意味においては、この子ども食堂というのはやっぱり必要なだろうなというふうに今思っていますので、そういう意味において、民間だけでやっているところにも、できれば、ちょっと目を向けていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○岩村子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課でございます。

議員おっしゃることはよく分かります。ありがとうございます。

私どもも、市町村のほうに絡んでいただくことがやはり肝要だと考えまして、今年度か

らは、子ども食堂に補助ですとか支援をしていただく市町村に対して県のほうから助成をするというようなスキームで事業を行うことといたしました。

市町村のほうで取り組んでいただくに当たっては、県のほうからも働きかけや助言等をさせていただいて取組を進めてもらうように今取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○岩中伸司委員 142か所は、ほとんど民間ということの理解でいいんですかね。

○岩村子ども家庭福祉課長 そうですね、ほとんど民間ということになりますね。

○岩中伸司委員 そしたら、どういう民間の人たちがボランティアでやっているのかなあというのは。

○岩村子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課でございます。

様々でございます。社会福祉法人さんがされているところもあれば、NPO法人を立ち上げてなさっているところもあれば、もうまさに個人事業と申しますか、個人的にお仲間と集まって月に1回開催したりですとか、もう取組は様々でございます。

以上です。

○岩中伸司委員 ありがとうございます。感心ですね。

○楠本千秋委員長 よろしいでしょうか。

○岩中伸司委員 はい。

それともう一つ項目で、先ほど9ページで認知症対策、報告をいただきましたけれども、現在、県内には、認知症という形でいらっしゃる方は何人ぐらいいらっしゃるんです

かね。

○米澤認知症対策・地域ケア推進課長 認知症対策・地域ケア推進課でございます。

県内の認知症の方の数についてのお尋ねでございます。

正確な数の把握というのはなかなか難しゅうございますけれども、平成27年に国が調査研究を行いまして、これに基づいて推計した数字を申し上げますと、現在、令和4年時点で、県内で大体10万人ぐらいの方がいらっしゃるというふうに考えております。

以上でございます。

○岩中伸司委員 10万人いらっしゃるすれば、ここにも書いてありますけれども、若年性認知症対策も積極的にやられているようですが、若年性認知症と、いわゆる一般的な、私のような認知症というか、高齢で認知症になっているのか、これの数は分かりますか。

○米澤認知症対策・地域ケア推進課長 認知症対策・地域ケア推進課でございます。

若年性認知症の方のは、いわゆる高齢期の認知症の方と比べますとかなり数は少のうございます。ちょっと時点が違いますけれども、令和3年の9月末時点では、県内に約622人の方がいらっしゃるというふうに我々のほうは把握しております。

以上でございます。

○岩中伸司委員 そうすると、もうほとんど10万人の人たちは高齢者ということの理解でいいんですが、これは、何かいろいろ対策は打ってあるんですけれども、何か効力があるようなそういう対策というのは、いろいろそれぞれの病院、精神科のところで研究されていると思うんですが、私の身近な人でも、夫婦で暮らしてて、御主人は認知症じゃない、奥さんが認知症で、80ちょっとかな。もう本

当に体は元気なんですけど、徘徊をして、もういけないということで施設に入って、昨日面会してきたんですけれどもということで、ちょっと話を聞いたんですが、私分からないんですって。これは認知症ですけども、その御主人がやっぱり困っているのはもう本当、生活、掃除なんか含めてですね。

ですから、そういう認知症の人の対策というのは、ここではそういう回答はないと思うんですが、何か1日家へ帰ってくださいますと云われたんですが、それをしたらまた徘徊でいなくなるので断ったということがあったということなんですけれども、そういう高齢者が深刻な悩みを持って、暮らしがもう成り立たないようになっていることを見れば、どうにかできないかなあと、こういう対策は何かないですかね。

○米澤認知症対策・地域ケア推進課長 認知症対策・地域ケア推進課でございます。

御質問ありがとうございました。

今委員御指摘いただきましたところは、一人一人の状態が異なっております上に、認知症の方、恐らく年齢とともに、時間とともに進行していくことが一般的でございますので、今委員御指摘があったとおり、状態がだんだんと重くなって行って、御家族の方の負担が増えていくということは往々にしてあるかと思っております。

そのような中で、対策というところについて言いますと、一言で申し上げることはなかなか難しゅうございますが、ポイントといたしましては、熊本県においては、いわゆる熊本モデルというふうに我々呼んでおりますけれども、やっぱり大事なものは、1つは、医療とちゃんとつながること、その医療、そして2つ目といたしましては、やっぱりケア体制、介護体制でございますが、介護という分野、そして3つ目といたしましては、やっぱりその家族だったり個人の方が孤立しないよ

うに地域で支えていくというその地域支援、この3つの医療、介護、地域支援というこの3つの分野での取組を進めていくことが大事であろうというふうに考えております。

政策につきましては、先ほど私のほうから御説明させていただきました様々な事業に取り組んでいるところでございますが、今委員御指摘の特に介護の関係で言いますと、介護保険サービスというものがございまして、そこにつながったときに、受入先の介護事業所のほうが認知症に関する理解がないと、やっぱりBPSDといいますか、認知症の方特有の行動に対応できなかつたり、逆に虐待につながってしまうということもございまして、認知症に関する基本的な研修を受けていただいたり、リーダーとか専門職の方にはその上位の研修を受けていただいたりすることで、介護現場の方に対する認知症施策の理解、普及促進というところに努めているところでございます。

以上でございます。

○岩中伸司委員 ありがとうございます。

その方も家にいるときはGPSをつけていたので、どこへ行ったというの分かるけれども、もうそれもなかなかできないのでというふうな悩みもおっしゃったんですね。ぜひ頑張ってください。よろしく申し上げます。

○楠本千秋委員長 ほかにありませんか。

○高野洋介委員 児童相談所についてお尋ねしたいと思うんですが、このメンバーを見ますと、県内に児童相談所が3つあります。熊本市も1つあって、県では2つありますが、八代児童相談所、これの選挙区は私が1人だけなので、それを中心に話をさせてもらいますが、今恐らく全国的にも、県のほうでも相談件数は過去最大とか、最多になっているというふうに伺っております。

その中で、この間も八代のほうでも話をさせていただきましたが、名前が八代児童相談所なんですね。けれども、管轄は県内、県南のほとんど、芦北・水俣、人吉・球磨、八代、これが管轄なんですよ。それ以外は、熊本児相、中央児相でやられていますが、本来、八代児相につくるのはいいんですが、これは八代だけというイメージを持たれつつあります。

ですから、できれば、今後本当にこどもまんなかを実現して、恐らく児童虐待等々の対策は、児童相談所が一番最後のとりでというふうに私は思っていますので、本来、県北、県央、県南3か所に分散をしてつくって、それぞれの守備範囲をもっと狭くしながら、密着しながら私は対策を打つべきだというふうに思っていますが、なかなかこれが進んでいません。

そこで、課長にいろいろ質問しても、恐らく答弁としてはあんまりないんでしょうから、今日は要望に代えますが、ぜひ、第1列目にお座りの大幹部の方々が、それぞれ連携を図ってやる必要があると思っています。

当然、障害者の関係も出てきますし、いろんな絡みが出てきますので、やっぱりこどもまんなかというのであれば、県は3つの管轄をつくって、しっかり人的にも財政的にも潤沢な資金を投入して子供を守るというふうな取組を、ぜひ私はこの1年間で何とかやっていただきたいというふうに思っています。

ですので、答弁はなかなか難しいと思いますので要望に代えますけれども、沼川部長をはじめ、それぞれの皆さん方が知恵を出し合って子供を守っていただきますようによろしく願いをいたします。要望でいいです。

○楠本千秋委員長 要望ですね。分かりました。

ほかにありませんか。

○鎌田聡委員 ちょっと参考までに聞かせていただきたいのが17ページ、子ども未来課、部長の挨拶でもありましたけれども、子ども医療費の助成の部分を今年度から引き上げられておりますけれども、これで、予算が今まで幾らで、今回5億7,000万になっていますけれども、どのくらい上がったんでしょうか。

○木村子ども未来課長 子ども未来課でございます。

ざっくりでございますが、2億9,000万程度が従前の予算額でございましたので、ほぼ倍増という形になっております。

○鎌田聡委員 分かりました。今回引き上げたことによって、今まで全国的ないわゆるランキングというか、助成が非常に下位のほうだった、最下位だったですかね。どの辺りに上がってきたんですかね。

○木村子ども未来課長 直近の全国都道府県照会をちょっと別の県でやっておられまして、それを拝見しますと、最下位ではないと。最下位のところが、小学校の就学以前の幼児の方を対象にしておられるということで、その次が、就学前のグループになってございます。そこが一番多いグループになるんですが、そのグループに通院の場合は入っております。それから入院のほうにつきましては、もう少し上のほうのグループに入っているという状況でございます。

詳細につきましては、ちょっとまだ資料のほうの整理ができてございませんので、できましてからまた先生方とも共有をさせていただければと思います。

以上でございます。

○鎌田聡委員 また、分かっただけですね。若干上がったということで、それでも下のほう

ということですね。了解しました。

○楠本千秋委員長 ほかに。

○杉嶋ミカ委員 子供のひきこもり、不登校がとても増えていると思うんですけども、そういった子供たち、ひきこもりの人たちに対しての具体的な支援というのがどういったことをされているか、お伺いしてもよろしいですか。

○原田社会福祉課長 社会福祉課でございます。

委員のほうから、子供のひきこもりという御質問いただきましたけれども、子供に関しては、申し訳ありません、教育委員会のほうで対応しております。私、社会福祉課のほうでは、主には高校卒業後から高齢に差しかかる65歳までの間、この辺りの年齢層がよく8050問題というふうに言われていますけれども、就職もうまくいかず、そのまま人間関係も問題が重なったりしまして家に引き籠もった状態の方が、30代、40代、50代と差しかかれて、経済的にも親御さんの年金等で生活されている状況が、その親御さんもお亡くなりになったりとかした場合に経済的に行き詰まってしまうと。

この問題を解消するためには、早いうちから社会とのつながりを持っていただくと、こういった取組が重要ということで、相談の窓口にいつでもお越しいただけるような、決してひきこもりというのは恥ずかしい状態ではないというふうな啓発関係には取り組ませていただいております。

申し訳ありません。ちょっと学生の方の、子供の方のひきこもりにつきましては、ちょっとお答えすることができない、申し訳ないですけども、社会福祉課では以上のような取組をいたしているところでございます。

○岩村子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課でございます。失礼いたしました。

私ども、児童相談所とは別に、子ども・若者総合相談センターというのを設置しております。40歳程度ぐらいまでの若者に関する相談を承っています。

その中で、やはり不登校、ひきこもりに関する御相談も受けております。一応ワンストップで相談を受けて、しかるべき支援機関につないでいくという支援になるんですけども、ひきこもりですとか不登校の背景にあるものが、例えば、ちょっとした発達の特徴であったりとか、精神のことであったりとか、そういったその背景にあることに着目をして、適切な支援機関につなぐというような対応をこちらとしましてはしております。

○楠本千秋委員長 ほかに質疑ありませんか。なければ……。

○椎場健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

先ほど鎌田委員のほうから、予防接種後の健康被害の救済につきまして、認定の件数のうちに死亡例が含まれているかという御質問がございました。

まず、令和4年度の新型コロナ関係の予防接種後のいわゆる認定の市町村からの申請件数は、先ほど申しましたとおり、60件ございました。5月24日時点になりますけども、認定が2件という状況になっております。このうち、認定につきまして死亡例が含まれているかというお問合せがありましたけれども、この2件につきましては死亡例は含まれておりません。

○楠本千秋委員長 なければ、以上で質疑を終わります。

それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

質疑については、執行部の説明終了後、一括して受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔に行ってください。

それでは、担当課長から、議案第1号から説明をお願いします。

○本田健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

説明資料の2ページをお願いいたします。

主なものについて御説明をさせていただきます。

まず、社会福祉総務費でございます。

右側の説明欄のうち、2、福祉総合相談所費につきましては、県福祉総合相談所の感染症対策として、洗面台の自動水栓化などに要する経費を計上しております。

続きまして、3ページを御覧ください。

下段の保健環境科学研究所費でございます。

右側の説明欄を御覧ください。

1、管理運営費につきましては、保健環境科学研究所の感染症検査体制の充実のため、施設の新設や検査室の改修等に要する経費を計上しております。

以上、健康福祉政策課は、総額8,146万円余を計上しております。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○椎場健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

説明資料の4ページをお願いします。

令和5年度6月補正予算関係について御説明を申し上げます。

公衆衛生総務費で5,652万円の増額補正をお願いしております。

これは、説明欄1に記載のとおり、令和3

年度の新型コロナウイルス感染症臨時交付金の事業費確定に伴いまして、国への精算返納金を計上しております。

健康危機管理課は以上でございます。よろしく申し上げます。

○下村高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

資料の5ページをお願いいたします。

老人福祉施設費で2万9,000円の増額補正をお願いしております。

こちら、令和3年度のコロナ臨時交付金の確定に伴いまして、国への返納金でございます。

高齢者支援課は以上でございます。よろしく申し上げます。

○米澤認知症対策・地域ケア推進課長 6ページをお願いいたします。

老人福祉費といたしまして、4億8,500万円余の増額補正をお願いしております。

これは、説明欄記載のとおり、物価高騰の影響を受ける高齢者施設などへの支援に要する経費でございます。

当課のほか、同様の事業を行う課にも記載がありますが、同様の趣旨でございます。

認知症対策・地域ケア推進課は以上でございます。よろしく申し上げます。

○原田社会福祉課長 社会福祉課でございます。

6月補正予算関係について説明いたします。

7ページをお願いいたします。

生活保護総務費として850万円余の増額補正をお願いしております。

説明欄の1、(1)生活保護事務費ですが、これは、生活保護基準額が本年10月に改定されること等に伴いますシステム改修に要する経費でございます。

次の(2)の物価高騰対策事業ですが、これは、県内5つの救護施設への支援に要する経費でございます。

社会福祉課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいいたします。

○木村子ども未来課長 子ども未来課でございます。

資料8ページをお願いいたします。

右側説明欄を御覧ください。

まず、児童健全育成費の(1)物価高騰対策事業は、保育施設等について行います。

(2)出産・子育て応援交付金事業は、妊産婦への伴走型相談支援とセットで市町村が計10万円分の経済的給付を行う際に使用できるような、全県的な電子カタログシステムの構築に要する経費を全額国庫で用意させていただこうと考えております。

(3)ICTを活用した子どもの安全対策支援事業は、送迎バスにおける安全装置の設置をはじめとする国のこどもの安心・安全対策支援パッケージに基づき、幼稚園等がICTを活用した子供の見守りサービスや登園管理システムを導入する際に必要な経費を助成するものです。

9ページをお願いいたします。

2の児童福祉統計事務費の少子化対策に関する県民アンケート事業は、こどもまんなか熊本の実現を目指すため、現在実施中の県民アンケートの結果について、県民の結婚や子育てに関する意識の分析、検証、併せて、子供や子育て世代との意見交換等を実施するために必要な経費でございます。

以上、子ども未来課は、総額1億1,604万4,000円を計上しております。

御審議のほどよろしくお願いいいたします。

○岩村子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課でございます。

説明資料は10ページをお願いいたします。

主なものを御説明いたします。

下段の児童福祉施設費につきまして、右の説明欄をお願いします。

1の(1)は、地域分散化に向けた施設整備を行う民間の児童養護施設に対して助成を行う事業ですけれども、今年4月、国の交付金の交付要綱改正により、国庫負担分の上限額が増額され、それに伴って県の負担額も増額ということになりますので、補正をお願いします。

一方、(2)の清水が丘学園の整備につきましては、こちらは県立の施設でございますので、先ほどの国庫負担額が増額となった分、県の持ち出し分が減額ということになりますので、財源更正をお願いします。

続いて、2番の民間施設運営費補助につきましては、物価高騰対策として児童養護施設等へ助成を行うものでございます。

以上、子ども家庭福祉課では、総額949万円余の増額をお願いしております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○高三瀨障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

11ページ、補正額は、5億4,146万円余の増額補正をお願いしております。

右側説明資料を御覧いただきますと、(2)のところ、障害者の芸術祭というふうなことで増額補正を、また、(4)でございますが、先ほど子ども未来課からも同様の御説明がありましたけれども、障がい支援課のほうでも予算計上をしております。

なお、金額が子ども未来課と比べて非常に小さいのは、小さい車両を使っているというふうなこともありまして、この金額になっております。

12ページをお開きいただきます。

(5)新というところで、障害者の理解促進があえて書いてあります。障害者の社会参

加、機会の創出ということでございますが、これは、コロナの関係がありまして、昨年度要求をしなかったというふうなことで新たにしております。従前から要求をしていたものでございます。

また、施設整備費、そして福祉センターのもの、これは、(2)の福祉センターでございますが、冷風機でありますとか、施設の老朽化に対応しようということで補正を組んでいるものでございます。

障がい者支援課は以上でございます。

○笠医療政策課長 医療政策課でございます。

資料の13ページをお願いいたします。

公衆衛生総務費で8億8,264万円余の増額補正をお願いしております。

説明欄をお願いいたします。

内容といたしましては、物価高騰対策を医療機関等に対して行うものになります。

医療政策課は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○小夏健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

説明資料14ページをお願いいたします。

公衆衛生総務費で1,000万円の増額をお願いしております。

説明欄1、健康づくり推進費の部分でございますが、健康増進事業指導事務費につきまして、コロナ禍によりまして減少したがん検診受診率の回復とさらなる向上のための広報等の啓発に要する経費の増額でございます。

健康づくり推進課は以上でございます。

○境薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

資料の15ページをお願いいたします。

主なものについて御説明させていただきます。

まず、1つ目でございますが、公衆衛生総務費でございます。

右の説明欄の1、保健医療推進対策費でございますが、公益財団法人熊本県移植医療推進財団が行います普及啓発活動に要する経費の助成ということでございます。

次に、生活衛生指導費でございます。

右の説明欄の1、生活衛生営業指導費ですけれども、物価高騰対策ということで、(2)、(3)のとおり、一般公衆浴場、クリーニング事業者について行いたいと考えてございます。

次に、16ページをお願いいたします。

薬務費でございます。

右の説明欄の1の薬務行政費ですが、物価高騰対策として、(1)、(3)のとおり、薬局、医薬品卸業者について行いたいと考えてございます。

薬務衛生課、総額8,411万2,000円を計上してございます。

当課からの説明は以上です。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○楠本千秋委員長 次に、報告第1号の説明をお願いします。

○椎場健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

説明資料の17ページをお願いします。

令和4年度一般会計繰越明許費繰越計算書について御説明を申し上げます。

まず、1の公衆衛生費について、新型コロナワクチン接種体制支援事業費のうち、4億5,000万円を繰り越しております。

これは、新型コロナワクチン接種に関わる補助金の執行が、年度内に支出が完了しないため繰り越したものでございます。

続きまして、2の環境衛生費について、動物愛護推進事業費のうち、5億1,498万円余を繰り越しております。

これは、新動物愛護センターの整備に要する経費でございます。年度内に工事が完了しないことから繰り越したものでございます。

なお、工事は令和6年の1月に完了する予定でございまして、その後、備品搬入等の準備をいたしまして、令和5年度末開所というようなことで取り組んでいるところでございます。

健康危機管理課は以上でございます。

○下村高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

資料の18ページをお願いいたします。

繰越計算書について御説明いたします。

まず、民生費の社会福祉費6事業で、合計43億9,700万余の繰越しを行っております。

主なものは、事業の上から2段目の介護事業所等支援事業費と3段目の高齢者施設等感染症対策事業費のいずれもコロナ対策事業分として、2事業分の合計で34億3,700万余を繰り越しております。

これらは、感染症が発生した介護事業所等のかかり増し経費の助成や施設の従業員などに対する集中的検査に要する経費でございます。

残りの4事業は、いずれも高齢者施設等の施設整備に係る助成として、特別養護老人ホームの改築やグループホーム等の施設整備、開設に伴う準備経費や簡易陰圧装置等の整備費用について助成を行うものでございます。

これらの繰越事業は、資材の入手難などの理由に加え、国の経済対策に伴い繰越しを行ったものでございます。いずれも年度内の完了予定となっております。

次のページをお願いいたします。

災害復旧費で11億5,900万余の繰越しを行っております。

これは、令和2年度の豪雨災害で被災しました特別養護老人ホームの災害復旧工事に要する経費でございまして、今年1月に着工し

ておりまして、来年1月の竣工を予定しているところ です。

高齢者支援課の説明は以上になります。よろしくお願 しいたします。

○米澤認知症対策・地域ケア推進課長 説明資料の20ページをお願いします。

令和4年度繰越計算書について御説明します。

民生費の社会福祉費の物価高騰対策事業費で約870万円余の繰越しをしております。

これは、令和4年度に実施しました高齢者施設等への物価高騰対策に対する支援に係る事務経費の一部でございます。事業については、6月末の終了を予定しているところでございます。

なお、当課のほか、同様に繰越しを行った課にも記載がございますけれども、同様の趣旨でございますことを申し添えます。

以上でございます。よろしくお願 しいたします。

○木村子ども未来課長 子ども未来課でございます。

資料21ページをお願いします。

繰越明許費繰越計算書でございます。

民生費で21億4,600万円余を繰り越しております。

まず、事業名、放課後児童クラブ施設整備事業費は、3施設が占用許可などの必要な手続や設計変更等に不測の日数を要し、繰り越しております。

なお、2施設の工事は既に完了し、残る1施設も夏休み前には完了予定です。

次の多子・多胎世帯子育て支援総合交付金事業費は、在宅で2歳未満の子供を育てる多子・多胎世帯へのクーポン配付事業について、年度末配付クーポンの使用期限が翌年度末となるため、必要額を繰り越しております。

次の出産・子育て応援交付金事業費とその下段、送迎用バス安全装置改修支援事業費（保育所等分）は、国の経済対策に対応し予算化させていただいた後、国の補助スキーム確定等により必要な額を繰り越しております。

最下段の放課後児童健全育成事業等感染症対策事業費は、放課後児童クラブのマスクや消毒液等の購入支援とICT環境整備の2つの事業について、今年度の2月補正で予算化させていただいたことから、全額繰り越しております。

22ページをお願いします。

衛生費の欄、不妊対策事業費は、5,000万円を繰り越しております。

令和4年4月からの不妊治療の保険適用に伴う体外受精等の特定不妊治療費助成終了の経過措置として、令和3年度から令和4年度にまたいだ1回分の治療費が助成対象とされたことから、今年度に入ってから申請分対応のため、繰越しをさせていただくものです。

子ども未来課は以上です。よろしくお願 しいたします。

○岩村子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課でございます。

資料は、23ページでございます。

民生費で8億5,265万9,000円を繰り越しております。

下から2段目の清水が丘学園整備事業費以外の事業につきましては、いずれも、国の経済対策に係る補正予算に伴い、今年2月に予算を確保して、今年度に繰越しをして実施するものでございます。

このうち、事業の上から2つ目の低所得子育て世帯生活支援特別給付金事業費につきましては、長引く物価高騰の影響を受けている県内の低所得の子育て世帯に対する本県独自の給付金につきましては、特に、児童の進級、進学等、負担が増える新年度に迅速に支給できるように、昨年度中に予算を確保して繰り越

し、この支給につきましては、今年5月末に既に実施したところでございます。

下から2段目の清水が丘学園整備事業費につきましては、計画の変更等により、一部事業が完了しないことが見込まれたため、予算の一部を繰り越して造成工事を施工しておりますけれども、こちらにつきましては、本年7月には完了する見込みでございます。

子ども家庭福祉課は以上でございます。よろしく願いいたします。

○高三瀧障がい者支援課長 障がい者支援課は、24ページ、25ページでございます。

民生費、1、社会福祉費を御覧いただきますと、5項目ございます。そのうちで、物価高騰もありましたし、また、先ほど御説明をしました送迎用バスの関係でございます。

介護用ロボットのこと、そして、一番最後の項目は施設整備ということで、5件の繰越しをさせていただきたいと思っております。

また、25ページになりますと、こども総合療育センターの管理運営費ということで上げておりますが、これは、空調の設計の変更でありますとか、そして自家発電、蓄電池関係の交換工事というふうなところでございます。今年8月に完成の予定でございます。

障がい者支援課は以上でございます。

○笠医療政策課長 医療政策課でございます。

26ページをお願いいたします。

衛生費、公衆衛生費で3事業、合計3億1,871万円を繰り越しております。

まず、医療施設等整備事業費につきましては、防災・減災対策として、給水設備、医療施設ブロック塀改修等の整備や共同利用施設整備等に取り組む医療機関への助成となります。

国の経済対策に伴いまして、令和4年度2月補正で予算化させていただいたことなどに

より、4医療機関において昨年度中に完了できなかったものですが、給水設備につきましては、来年3月まで事業がかかるということになっておりますけれども、それ以外の3医療機関につきましては、今年9月末までに事業が完了する予定となっております。

次に、病床機能転換・再編等推進事業費につきましては、地域医療構想に基づきまして、病床再編等に取り組む医療機関における施設設備整備への助成となります。物価高騰による設計見直しや半導体不足に伴います納品遅延などによりまして、3医療機関において昨年度中に完了できなかったものでございますが、いずれも12月末までには事業が完了する予定となっております。

最後に、物価高騰対策事業費につきましては、先ほど認知症対策・地域ケア推進課から御説明を差し上げた内容と同じ趣旨でございますので、説明は省略をさせていただきます。

なお、申請をいただきました医療機関に対しましては、5月末までに全てお支払いは済んでいるということを御報告させていただきます。

医療政策課の説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○小夏健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

説明資料27ページをお願いいたします。

食育推進事業費で1,000万円を繰り越しております。

これは、子ども食堂などにおける地域での食育に取り組む民間団体等に対します助成の経費でございます。国の経済対策に伴い、令和4年度の2月補正で予算化をいたしまして、繰越しを行ったものでございます。

健康づくり推進課は以上でございます。

○楠本千秋委員長 次に、報告第5号の説明

をお願いします。

○下村高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

資料の28ページをお願いいたします。

事故繰越計算書について御説明いたします。

社会福祉費の老人福祉施設整備等事業費で370万円余を繰り越しております。

これは、防災対策のための非常用自家発電設備の整備費用について助成を行うものでございまして、世界的な半導体不足の影響などにより資材の確保が困難となったということで、やむを得ず事故繰越を行ったものでございます。9月には完成予定となっております。

高齢者支援課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○高三瀧障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

29ページ、6,550万円を事故繰越というふうにさせていただいております。

説明は、繰越しの理由のところを御覧いただけますが、中身はグループホームでございます。

ただし、この4月に完成をしておりますので、事柄は完了しているというところでございます。

以上です。

○楠本千秋委員長 最後に、報告第16号の説明をお願いします。

○小夏健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

説明資料の30ページをお願いいたします。

報告第16号、歯科保健対策の推進に関する施策の報告についてでございます。

熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例に

基づきまして、歯科保健の現状、令和4年度の成果、令和5年度の取組等について御報告をいたします。

32ページをお開きください。

まずは、熊本県の歯科保健の現状でございます。

(1)子供の歯の状況でございますが、虫歯有病者率につきましては、いずれも前年度より改善はしておりますが、全国順位で見ますと、1歳6か月児が全国45位、3歳児が全国46位と下位のほうにございます。12歳児の1人平均虫歯本数は0.9本で、全国37位となっております。

次に、(2)成人の歯の状況でございますが、進行した歯周病を有する人の割合が全国と比べて高い状況にございます。

(3)高齢者の歯の状況につきましては、80歳で20本以上歯がある、いわゆる8020、この割合が、全国と比べまして、若干ですが、よい状況にございます。

(4)市町村のフッ化物洗口事業の取組状況でございます。

熊本市以外の市町村で見ますと、令和4年度の保育所、幼稚園の実施率が76.5%、また、小中学校における実施率は90%となっております。

33ページをお願いいたします。

(5)フッ化物洗口事業の成果についてでございます。

本県の12歳児の虫歯本数におきまして、条例を制定しましたとき、平成21年度は1人平均2.6本、全国46位という状況でございましたが、令和3年度では、先ほど紹介しましたように0.9本、全国37位と、少しずつですが、改善してきております。

また、参考としてここに載せておりますが、早くから全小中学校でフッ化物洗口を実施されてこられた3つの調査を見ますと、虫歯本数が大幅に減少している状況がございました。

34ページをお願いいたします。

令和4年度の取組の成果について、主な事業について御説明いたします。

まず、歯科保健推進事業でございますが、(1)歯の健康づくり推進事業では、8020運動の積極的推進のための人材育成を、また、(2)ヘル歯一元気8020支援事業では、糖尿病対策としての医科・歯科連携を進めております。

次に、35ページ上段の(6)熊本県口腔保健支援センター運営事業ですが、昨年4月に熊本県口腔保健支援センターを設置しております。市町村向け研修会や歯科保健指導現場の状況把握などを行ってまいりました。

3段目の障がい児(者)口腔ケア事業でございますが、各地域の歯科医師等を対象に研修を実施し、障害の特性に関する理解の促進を図っております。

4段目の歯科医療確保対策事業では、県歯科医師会が実施する障害児者歯科診療に係る事業費及び八代歯科医師会が実施します休日歯科診療事業の運営費の助成を行っております。

36ページをお願いいたします。

2段目の在宅歯科医療連携室機能強化事業では、入院から在宅に移る際の口腔ケアに関する相談窓口や訪問歯科診療調整などを行う在宅歯科医療連携室の運営費を助成しております。

37ページをお願いいたします。

2段目になります少子化対策総合交付金事業、熊本型早産予防対策事業ですが、県内の妊婦さんを対象に、早産の一因となる歯周病などに対する生活指導や妊婦歯科健診等を行う市町村へ助成を行っております。

3段目の健康教育推進事業では、全小中学校でのフッ化物洗口実施に向け、市町村や学校の取組が円滑に進むよう支援を行っております。

38ページをお願いいたします。

令和5年度の主な取組の概要についてまとめております。

内容は、令和4年度とほぼ重複しておりますので、令和5年度の新規事業のみ御説明いたします。

39ページ、5段目の歯科衛生士確保対策事業でございます。

本事業は、歯科診療所に従事する歯科衛生士の人材確保及び育成を行うため、熊本県歯科医師会が実施する高等学校等への職業説明会や潜在歯科衛生士の再就業支援研修会に対して助成を行うものでございます。

歯科保健対策についての報告は以上でございます。

○楠本千秋委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のまま説明をしてください。

それでは、質疑はありませんか。

○岩下栄一委員 3ページの保健環境科学研究所、保環研、これは、監査で私参りまして、おとしだったかな、ずっと中身を改めて拝見しました。そしたら、器材とか分析機器とか、いろいろ器械が古くてお蔵入りしているような器材がたくさんありまして、これはちょっと新しくせんといかぬのじゃないですかと御指摘したんですけれども、それで少し予算が増えているのかなと思って。

コロナの問題で保環研が随分活躍されたことは存じ上げております。しかし、新たな疾病がまた現れるかもしれないし、あるいはアジアの情勢で放射能の分析とか検査とかそういうものも必要になってくるかもしれない、やがて。

そういうことを考えると、せっかく熊本の持つ優れた研究機関だから、そういう機能アップして、器械とか分析機器とか、そういうものをやっぱりちゃんとしたものにすべきだというふうなことを思って、そういうふうに申し上げてきたんですけれども、それがこれに反映されているわけですかね。

○本田健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

先生、御意見ありがとうございます。

確かに、おっしゃるとおり、施設自体が老朽化もしておりますし、器材のほうもかなり年季が入ったものもでございます。

ただ、一どきに改修等できませんので、今回行いますのは、ちょっと専門的な、私自身はよく承知しませんが、バイオセーフティー室の改修を行います。また、第二遺伝子検査室、こういったところも整備をさせていただきます。また、感染症という関係で感染性の廃棄物が多数出てまいります。そういったものを一時的に保管する倉庫、こういったものも整備を改めてさせていただきました。

そして、コロナ関係といたしまして、今回、新たなものとして、屋外で検体を受け付けるような形で、屋内に持ってこないようにというところで、そういう受付室も新設をしたというところで、一つずつよいものにしていきたいというふうに思っておりますが、今年度の分は、このような中身でございます。

以上です。

○岩下栄一委員 ありがとうございます。

申し上げることはもうございません。充実、発展を心から期待をしております。

○楠本千秋委員長 ほかにありませんか。

○鎌田聡委員 聞き漏らしたかもしれませんが、9ページの少子化対策に関する県

民アンケート事業ですけれども、これは、いつぐらいに、どのような方々に向けてやられて、どのような集計とか、そういったスケジュールを教えてくださいたいと思います。

○木村子ども未来課長 少子化対策に関する県民アンケートについてということで御質問いただきました。

実は、今現在、アンケート自体は実施しております。これは、当初予算で県民アンケートに要する経費を一部いただいておりますので、それを使いまして、6月5日から6月30日までをアンケート回答期間としまして、ウェブを用いまして、今全世代の県民を対象に、ただ、特に、やはり子育て世代であったり中学生以上の学生さん、こういった方たちを少しターゲットとしては絞りながら全県民に呼びかけをしまして、ウェブでアンケートをしております。

ただ、すみません、当初予算で予算が取れておりますのがこのアンケートの実施までということになりまして、その後の分析、検証について必要な予算を今回お願いをさせていただいております。

それと、来年度のこども計画の策定を見据えまして、こども計画の策定につきましては、当然県民の意見、それから今、新しいこども基本法の中では、子供の意見を聴取して計画に反映させなさいというふうになっておりますので、子供の意見を聴取する、あるいは子育て世代について意見をさらに詳しく聴取するための意見交換会といいますか、意見聴取の機会を設ける、このための予算をこの中に入れ込ませていただいております。

○鎌田聡委員 来年度のこども計画策定に向けての準備というか、県民の意向を聞かれるということですね。分かりましたけれども、もう一つ、少子化対策極めて重要な取組ですけれども、やっぱりこの間議論もありますけ

れども、なかなか子育て支援だけじゃなくて、まず、結婚の部分、未婚をどう解消していくのか、そういったところでの問題もありますので、先ほど言われたように、子育て世代や学生さん以外のやっぱりそういった若い方で、まだ結婚に踏み切れない方々にどういう要素が、働く環境とか、いろいろあると思いますけれども、そういったところも含めて意向をきちんと取られると思いますけれども、その辺もぜひターゲットにしてやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○木村子ども未来課長 子ども未来課でございます。

先生、ありがとうございます。

県民アンケートにつきましては、今ちょっと時期を早めに実施させていただいておりますが、その理由としましては、来年度のこども計画策定への準備ということと、もう一つは、今こどもまんなかの取組を、部長の総括説明の中でもございましたけれども、今年度重点的に実施するというところで、健康福祉部として上げさせていただいたところでございます。全庁的にこどもまんなかの取組を進めていくために、プロジェクトチーム等も立ち上げてございます。そこに、県民アンケートの結果を早めにそこで議論をさせていただいて、必要な政策等について議論をしていくために、今年度、県民アンケートをちょっと早めに実施させていただいているところでございます。

それから、議員御指摘がございました、これから結婚を考えていくべき世代、こちら辺は、一応今ざっくり学生さんというふうに申し上げましたけれども、そういったところで、しっかり若い世代の声を聞いていきたいというふうに思っておりますので、そこはしっかり取り組んでまいります。よろしくお願いします。

○鎌田聡委員 よろしくをお願いします。

○楠本千秋委員長 ほかにありませんか。

○高野洋介委員 8ページなんですけれども、新規事業のICTを活用した子供の安全対策、これは、何円分で、どれぐらいの機材の導入で、幾らぐらいの助成なのかというのをちょっとお尋ねしたいんですけれども。

○木村子ども未来課長 ICTを活用した子どもの安全対策支援事業についてでございますけれども、今国のほうとしましては、今回のこどもの安心安全対策支援パッケージに基づいて、全ての幼児教育、保育施設を対象とした補助事業として組立てをしておられるんですが、特に、今回当課で予算化させていただいている分というのが、認可外の保育施設と、それから私立幼稚園等の分になってございます。

例えば、認可外の保育施設であれば、子供の見守りに必要な機器の購入、国の補助基準額が1施設当たり20万円ということになってございます。

それから、例えば幼稚園等でございますが、登下校管理システムの導入支援もございしますが、これについては、1施設当たり70万といったような規模で基準を設定してございますので、その分をうちのほうとしても用意させていただいていると。

それから、保育施設とかはどうなんだというお話になるかと思うんですが、こちらにつきましては、市町村さんが事業の実施主体ということになってございますので、市町村さんのほうに働きかけをして、対応していただくということで考えております。

○高野洋介委員 高三瀦課長も準備されているように、障がい者支援課も、今調べら

れたら、言っていただければ助かります。

○高三瀧障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

障害児のためのこのICTの関係でございます。

11ページに記載をさせていただきましたけれども、今御説明がありましたように、単価20万円と70万円、私どもは合わせて4件の助成をさせていただきます。20万円については1件、70万円については3件でございます。

○高野洋介委員 御説明ありがとうございます。

保護者からすると、非常にやっぱり通園とか、帰るときとか、非常にやっぱり心配な部分が多々ありますので、ぜひ保護者が安心してそういう施設に通わせるような環境づくりをやっていただきたいと思っておりますし、足りなかったらまた補正等々もしっかりとつけてもらってお願いしたいと思っております。

以上です。

○楠本千秋委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○楠本千秋委員長 なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案第1号について採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○楠本千秋委員長 御異議なしと認め、採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○楠本千秋委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮

りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○楠本千秋委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申出が1件あっております。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後、質疑を受けたいと思っております。

それでは、報告をお願いします。

○岩村子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課でございます。

追加での御報告をさせていただきます。

資料は43ページでございます。

補正予算の4月専決処分について御説明いたします。

既に5月臨時議会において御承認をいただいておりますけれども、改めまして、本委員会で御報告をさせていただきます。

母子福祉費におきまして、2億6,422万円余の増額について、4月17日付で専決処分を行っております。

これは、コロナ禍において、食費等の物価高騰に直面する低所得の子育て世帯に対する児童1人当たり5万円の特別給付金について、国において今年3月に決定されたことを受けまして、県が支給事務を担当する独り親世帯分に要するものでございます。

このうち、プッシュ型の支給分につきましては、国から5月末までに支給というスケジュールが示されましたので、迅速に対応するために、4月に専決処分を行ったものでございます。

このプッシュ型の分につきましては、5月31日に既に支給を完了しております。

以上、御報告申し上げます。

○楠本千秋委員長 以上で執行部の報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○楠本千秋委員長 なければ、これで報告に対する質疑を終了します。

次に、その他のその他に入りますが、委員から何かありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○楠本千秋委員長 なければ、以上で本日の議題は終了しました。

最後に、要望等が4件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これを持ちまして第2回厚生常任委員会を閉会いたします。

午後0時5分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

厚生常任委員会委員長